

久御山町介護保険事業所地域連携事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法の趣旨に則り、久御山町内に事業所を設置する医療・介護保険事業者が福祉制度外の福祉サービスを提供する一環として地域と連携する事業を推進していくことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(介護事業の実施単位及び連携事業等)

第2条 前条の目的を達するため実施する事業所は、介護保険事業所又は各事業所を統括する事業者（以下「事業所」と言う。）とする。また、他の事業者と共同して実施する場合も可とする。

2 連携していく事業については、それぞれの事業所の持てる特質に合わせ、地域福祉に関わる活動を行う。その具体的内容としては、次のような例が考えられる。

(1) 社会福祉協議会事業との連携

いきいきサロン事業、ふれあいサロン事業、誰でもサロン事業、認知症サポーター養成事業、見守りネットワーク事業等

(2) シニアクラブ、自治会、民生児童委員協議会等との連携事業

事業所施設への見学事業、介護教室や医療知識の各会への出前事業、地域の催し等への参画事業

(3) 社会福祉関係行事への参加

ボランティア講座事業、赤い羽根募金等への協力等

(4) 事業所と事業所が必要とするボランティアとの連携

ボランティアグループ

一芸ボランティア（腹話術、手品、読み聞かせ、郷土の歴史の話し、三味線演奏等）

等)

3 前項各号の事業を実施する事業所については、社会福祉協議会は協議会が保有する各リクレーション機材を原則無料で貸し出しすることが出来る。

(事前の登録)

第3条 事業所はあらかじめ社会福祉協議会に連携出来る内容等を記した介護事業所地域連携事業参画申込書(別紙)を提出するものとする。

2 前項の申し込みがあった場合、社会福祉協議会はそれらを一覧に記して、住民の方や地域福祉会及び自治会等に周知していくものとする。

3 連携のお願い等が住民側から社会福祉協議会にあった場合、遅滞なく各事業所と調整し、対応するものとする。その場合、事業所に直接あった場合は、社会福祉協議会に連絡しておくものとする。

(費用)

第4条 当該事業に係る経費は、原則無料とする。ただし、明らかに実費として必要とされる経費については、その都度協議されるものとする。

(事務局)

第5条 この事業の事務局は社会福祉協議会とする。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。